

松江市町内会・自治会活動支援補助金一覧(町内会・自治会資料)【令和8年度向け】

【令和7年4月1日】
■問い合わせ、手続きは、市民生活相談課(55-5169)

区分	補 助 対 象	補助率及び補助上限額	令和8年度分の意向調査	備 考																		
防 犯 灯 設 置	■対象者：町内会等、地区連合会 ■対象事業 (1)LED灯新設 (2)LED灯への取替 ※蛍光灯→LED、LED→LEDへの取替が対象 ※修繕は対象外 (3)NTT柱移設に伴う防犯灯移設 ■対象経費 (1)器具代 (2)取付金具代 (3)上記の取付工事費 (4)自立支柱設置費 <u>※撤去費、用地費、造成費等は対象外</u>	■補助率:3分の2 ■補助金額の上限 ・1灯あたりの上限:備考欄参照 ■灯数制限:新設は、2灯まで <u>※補助金は、100円未満切捨</u>	■令和8年度分意向調査書提出 (1)提出書類 ・意向調査書 ・位置図、写真 (遠景、電柱番号プレートを入れる) (2)受付期間:令和7年5月7日～8月29日 ※NTT柱の移設に伴う防犯灯の移設分は必ず工事前にご相談ください。 (意向調査書提出は必須ではありません)。 (3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課	■NTT柱の移設に伴う防犯灯の移設工事は随時受付 <table><tr><th rowspan="2">設置形態</th><th>明るさ(器具光束)</th><th rowspan="2">上 限 額</th></tr><tr><th>(単位:ルーメン)</th></tr><tr><td rowspan="3">共架式</td><td>900未満</td><td>25,300円</td></tr><tr><td>900以上1,800未満</td><td>34,600円</td></tr><tr><td>1,800以上</td><td>42,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">自立式</td><td>900未満</td><td>63,300円</td></tr><tr><td>900以上1,800未満</td><td>72,600円</td></tr><tr><td>1,800以上</td><td>80,000円</td></tr></table> ※補助金の額は、防犯灯設置経費合計額の3分の2 (100円未満切捨)	設置形態	明るさ(器具光束)	上 限 額	(単位:ルーメン)	共架式	900未満	25,300円	900以上1,800未満	34,600円	1,800以上	42,000円	自立式	900未満	63,300円	900以上1,800未満	72,600円	1,800以上	80,000円
設置形態	明るさ(器具光束)	上 限 額																				
	(単位:ルーメン)																					
共架式	900未満	25,300円																				
	900以上1,800未満	34,600円																				
	1,800以上	42,000円																				
自立式	900未満	63,300円																				
	900以上1,800未満	72,600円																				
	1,800以上	80,000円																				
防 犯 灯 電 気 料	■対象者：町内会等、地区連合会 ■対 象：防犯灯電気料金	■補助率 (1)地区連合会加入の町内会等:10分の10(全額) (2)上記以外の町内会等:3分の1 ■補助金額の上限:なし		■地区連合会及び地区連合会加入町内会等の申請 受領、電力会社への支払事務は、市町内会・自治 会連合会事務局が一括処理を行うため、町内会等 による手続きは不要																		
活 動 支 援	■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外) ■対象事業 お祭り、スポーツ大会、レクリエーション 文化活動、学習活動、交通安全活動 防犯・防災活動、緑化の推進活動 <u>※以下の活動は除く</u> 一過性の活動、参加料を徴収する活動 特定者だけの旅行、政治・宗教活動 他の補助金等を受け取る活動 (1)物品購入 <u>※物品購入は単価1,000円以上のものが対象</u> (2)活動助成(イベント) <u>※食糧費への補助金は1人あたり300円まで</u> <u>※補助金交付規制年あり</u> 補助金を受けるとその年度を含む5年間 補助金交付対象とならない	■補助率 (1)物品購入:3分の2 (2)活動助成(イベント):2分の1 ■補助金額の上限 (1)物品購入:50万円 (2)活動助成(イベント):30万円 <u>※補助金は、千円未満切捨</u> <u>※(1)物品購入と(2)活動助成(イベント)は</u> <u>併用できない</u> <u>※(2)活動助成(イベント)で物品を購入する際、</u> <u>補助金は1万円まで</u>	■令和8年度分意向調査書提出 (1)提出書類 ・意向調査書 ・見積書の写し ・位置図 ・パンフレット等 ・設置する集会所の平面図及び 設置位置の分かる書類 (エアコン購入、設置のみ) (2)受付期間:令和7年5月7日～8月29日 (3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課	■具体例 (1)物品購入(消耗品は対象外) エアコン(天吊り形、床置き形、壁掛け形タイプ)、 防災備品(メガホン、消火器、防災ジャンパー等) 除雪機、冷蔵庫、テント、草刈機、カメラ 会議机、椅子、椅子収納台車、屋外掲示板 提灯、幕、発電機、投光機、パソコン プリンター、ポット、茶棚、座布団、 プロジェクター、ガスコンロ、防犯カメラ (2)その他経費 物品レンタル費 例)テント、たこ焼き器、椅子、テーブル スポーツ用品、ふわふわドーム、輪投げ スーパーボールすくい、放送用機器 チラシ印刷費、お茶代、施設使用料 講演謝金、スポーツ保険料 ■注意点 ※(1)物品購入のため、撤去費、処分費、リサイクル関係費は対象外。 ※(1)エアコン設置に係る電気設備工事については集会所整備事業の 対象となります。																		

松江市町内会・自治会活動支援補助金一覧(町内会・自治会資料)【令和8年度向け】

【令和7年4月1日】
■問い合わせ、手続きは、市民生活相談課(55-5169)

区分	補 助 対 象	補助率及び補助上限額	令和8年度分の意向調査	備 考															
集 会 所 整 備	■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外) ■対象事業 (1)新築、大規模修繕 (2)取得 (3)修繕 (4)建物賃借 ※以下の経費は対象外 ・土地 ・外構 ・付属建物(倉庫) ・舗装 ※補助金交付規制あり 補助金を受けた場合、その年度を含む以下の 期間中補助金交付対象とならない (1)新築 15年 (2)取得 10年 (3)修繕 5年 ※補助期間 (4)建物賃借 補助対象期間 10年	■補助率 (1)新築、取得、修繕:3分の2 (2)建物賃借:2分の1 ■補助金額の上限 (1)新築:700万円 (2)取得:700万円 (3)修繕:300万円 (4)建物賃借:1万5000円(月額) ※補助金は、千円未満切捨	■令和8年度分意向調査書提出 (1)提出書類 ・意向調査書 ・見積書の写し 建物賃貸借契約書の写し(建物賃借の場合) ・位置図、平面図、現況写真等 (2)受付期間:令和7年5月7日～8月29日 (3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課	■修繕の具体例 トイレ改修、外壁塗装、床板修繕、縁側増築、流し台 畳取替、エアコン取替(ビルトイン形、ダクト形、天井埋込形エアコン)、 給排水設備、屋根、内装、雨樋、炊事場、瓦棒屋根、玄関扉、電気設備工事、 耐震改修工事、白蟻駆除、下水道接続、収納庫の増築、窓ガラス、間仕切り、 ガス配管改良、上水道給水管引込、建具取替、手摺設置、 バリアフリー(専ら集会所利用を目的として設置された階段等のバリアフリー化 工事や、集会所建物本体と一体となっているものに限る)の整備 ※設計監理料は補助の対象。 ■対象外経費 門・塀・フェンス・庭・側溝・駐車場などの外構工事 用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、地質調査費、 新築工事に伴う既存建物の解体・撤去及び移転に要する費用、 集会所以外の付属建物の建築(専ら集会所利用を目的として設置された階段等 のバリアフリー化工事を除く)、地盤調査費用、耐震診断費用、 事務費その他の附帯経費、地盤改良費、建築確認に要する費用、 登記に関する費用、報償費、旅費、食糧費、交際費、地鎮祭等に係る費用															
コ ミ ュ ニ ティ 助 成	■対象者：町内会等、地区連合会 (連合会未加入団体は対象外) ■対象事業 (1)一般コミュニティ(物品購入及び施設整備) ※建築物、消耗品は対象外 (2)コミュニティセンター (集会所の新築、大規模修繕) ※土地の取得、修理、修繕、撤去、解体 外構は対象外 ※(1)一般コミュニティとの併用不可。 ※国からの助成を受けないもの	<table><tr><th>対象事業</th><th>補助率</th><th>補助金の 上限額</th><th>補助金の 下限額</th><th>単位</th></tr><tr><td>物品購入 および施設 整備</td><td>10分の10</td><td>250万</td><td>100万</td><td>10万</td></tr><tr><td>集会所の 新築</td><td>5分の3</td><td>2,000万円</td><td>10万</td><td>10万</td></tr></table> ※10万円未満切捨	対象事業	補助率	補助金の 上限額	補助金の 下限額	単位	物品購入 および施設 整備	10分の10	250万	100万	10万	集会所の 新築	5分の3	2,000万円	10万	10万	■令和8年度分意向調査書提出 (1)提出書類 ・意向調査書(指定様式) ・事業実施会則、規約等 ・(自治会)事業計画および予算書(任意 様式) ・見積書の写し ・事業内容に関する資料(カラーカタログ) ・位置図(自治会周辺地図) ※ - 関係図面の写し(平面図・立面図) - 財源に関する資料 - 議事録(総会資料等) (※集会所新築、大規模修繕) (2)受付期間:令和7年5月7日～8月29日 (3)意向調査書提出前の事前相談 随時受付:市民生活相談課	■具体例 (1)物品購入及び施設整備 テーブル、ベンチ、お祭り備品の購入、除雪機、太鼓、簡易倉庫(備品購入収納目 的) テント、充電器、ガソリン携行缶、ステージ、提灯、カラオケセット、伴天、 マイク、音響機器、チューナーセット、展示用パネル、 公園整備(遊具設置、ベンチ設置等)※撤去費用含まず エアコン(家庭用のみ、天井埋込形エアコン等は不可) ※対象外経費 建築物、消耗品、基礎工事(アンカー工事)が必要な倉庫、芝生や砂場等の整備、 建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カーペット、襖、湯沸かし器、集会所門、 フェンス、柵、太陽光パネルなど) 照明器具等のうち、電球のみの整備 防災目的の備品、防犯カメラ、車両に搭載する目的の備品(無線機等) 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備など (2)集会所の新築、大規模修繕 ■宝くじの社会貢献と広報が目的
対象事業	補助率	補助金の 上限額	補助金の 下限額	単位															
物品購入 および施設 整備	10分の10	250万	100万	10万															
集会所の 新築	5分の3	2,000万円	10万	10万															